

オレンジカフェ（認知症カフェ）に遊びに来ませんか？

オレンジカフェは、お子さまからご高齢の方までどなたでも気軽に参加でき、認知症について知る、学ぶ、考えることができる場です。また、情報交換や交流を通し、新たな出会いや地域との繋がりの場です。現在は市内2か所で開催しています。



会場・開催日	開催日時	参加費	問い合わせ
ふれあいカフェ「ひまわり」 おおごえふさと館 1階 (大越町上大越字水神宮 62-1)	第1 金曜日 10:00 ~ 12:00	100円	田村市地域包括支援センター ☎68-3737
は〜とカフェ は〜とライフ船引は〜と交流館 (船引町東部台 6-46)	第3 日曜日 13:30 ~ 15:00	200円	は〜とらいふ船引 ☎73-8580

※新型コロナウイルスの影響で開催が変更となる場合がありますので、☎田村市地域包括支援センター ☎68-3737 開催の有無は事前にお問い合わせください。 保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115

高齢者おかえり支援事業

高齢者おかえり支援事業って？

認知症の高齢者の方が外出した際に自分がどこにいるのか分からなくなったり、自宅に戻れなくなった時に、早期に発見できるように高齢者の方の情報を事前に登録し、高齢者ご本人の安全とご家族の支援を図るために「田村市高齢者おかえり支援事業」を行っています。



認知症高齢者等個人賠償事業って？

田村市高齢者おかえり支援事業に登録されている方を対象として、日常生活において法律上の損害賠償責任を負った場合や、交通事故などによる死亡、後遺障害などに対して保険金が支払われる「田村市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」を行っています。田村市が保険契約をするので、保険料の自己負担はありません。

☎田村市地域包括支援センター ☎68-3737
保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115

介護保険要介護認定を受けている方へ

～税の申告に係る障害者控除について～

要介護認定を受けている65歳以上の方は、障害者手帳がなくても、障害者控除を受けることができます。右記に該当する方は、市が発行する「介護保険被保険者証」を各申告会場へお持ちください。なお、直接税務署に申告する場合、税理士などを通じて申告する場合は「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、高齢福祉課または各行政局市民係、各出張所で申請してください。

☎保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115
各行政局市民係

要介護度	障害者の認定区分	備考
要介護5 要介護4	特別障害者	
要介護3	特別障害者 または普通障害者	日常生活自立判断基準により、障害者の区分を判定
要介護2 要介護1	普通障害者	

田村市奨学資金

経済的な理由のため、高校や大学などへの修学が困難な方に奨学資金の申し込みを受け付けます。

◆給付型奨学金◆

- 対象者 次の要件を全て満たす方
 - ①大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校（4年生・5年生に限る）に在学または入学予定で、品行が正しく、学術に優れ、身体が健康であること
 - ②高校3年間の全履修教科について、学業成績（5段階評価）の評定を平均した値が3.5以上であること
 - ③申請者および保護者が市に引き続き3年以上住所を有していること
 - ④経済的理由で修学が困難と認められる方（非課税世帯であること）
 - ⑤国、県、他の団体から同種の資金給与を受けていない方
 - ⑥市税等の滞納がない方

●給与金額

就学先	区分	給与金額
国公立の場合	自宅通学	月額 20,000円
	自宅外通学	月額 30,000円
私立の場合	自宅通学	月額 30,000円
	自宅外通学	月額 40,000円

●選考方法

書類審査のほか、作文と面接による選考

【共通事項】

●受付期間（※期限厳守）

1月13日（水）～2月12日（金）
※奨学生願書などは、各公民館、各中学校、市教育委員会教育総務課でお渡しします。

●採用者数

どちらの奨学金も若干名 ※田村市奨学生審査会で決定します。

●給与・貸与の期間

奨学生の在学する学校の正規の就業期間

☎市教育委員会 教育総務課
☎81-1213

◆貸与型奨学金◆

- 対象者 次の要件を全て満たす方
 - ①高等学校（県内の学校のみ）、専修学校、各種学校、高等専門学校、大学に在学または入学予定で、品行が正しく、学術に優れ、身体が健康であること
 - ②中学校・高校における2年生の全履修教科について、学業成績（5段階評価）の評定を平均した値が3.0以上であること
 - ③申請時に保護者が市に引き続き1年以上住所を有している方
 - ④経済的理由で修学が困難と認められる方
 - ⑤国、県、他の団体から同種の資金貸与または給与を受けていない方
 - ⑥過去に市奨学資金の貸与を受けたことがない方

●給与金額

就学先	区分	給与金額
高等学校	自宅通学	月額 15,000円
	自宅外通学	月額 30,000円
専修学校 各種学校 高等専門学校	自宅通学	月額 20,000円
	自宅外通学	月額 40,000円
短期大学	一時金 (入学金のみ) ※	300,000円
	自宅通学	月額 30,000円
大学	自宅外通学	月額 50,000円
	一時金 (入学金のみ) ※	600,000円

※一時金と月額貸与は、同時には受けられません。

就学援助（入学準備金）の入学前支給のお知らせ

市では、4月に田村市立の小・中学校に入学予定の児童の保護者で、生活に困窮するなどの就学援助の要件に該当し、受付期間内に申請し認定された方へ、就学援助の新入学児童生徒用学用品費などを入学前（3月予定）に支給します。

◆入学前支給を受けることができる方◆

- 対象者 次の要件に該当する方
 - ①現に田村市に住所を有し、4月に市内の小・中学校に入学予定の児童の保護者。（3月末日までに田村市外へ転出する方を除く）
 - ②前年度所得が生活保護法基準額の1.3倍以下の世帯に属する方で、市民税非課税や児童扶養手当を受給しているなどの要件に該当する方。
※詳しい要件はお問い合わせください。

☎市教育委員会 学校教育課
☎81-1214

◆申請手続き◆

- 受付期間
1月6日（水）～1月29日（金）
- 申請場所
 - ①小学校入学予定児童：教育委員会学校教育課 各行政局市民係・各出張所
 - ②中学校入学予定（小学校6年生）児童：現在通われている田村市立小学校
- 申請に必要なもの
 - ①2年度課税証明書、②要件に応じた証明書類
 - ③印鑑（シャチハタ不可）
 - ④入学準備金の振込先の保護者口座がわかる通帳